短期入所生活介護

加算の種類	提出を求める書類
ユニットにおける職員に係る減算	・添付書類なし
共生型サービスの提供	・添付書類なし（指定を行っていることがわかれば可）
生活相談員配置等加算（共生型）	**・生活相談員配置等加算に係る届出書（別紙２７）** ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７） ・社会福祉士，精神保健福祉士等の資格証の写し ・地域に貢献する活動がわかる資料
生活機能向上連携加算（Ⅰ），（Ⅱ）	・リハ施設若しくは病院等との連携していることがわかる契約書等（協定書）の写し
機能訓練指導体制加算	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７）（加算算定月のもの） ・資格証の写し
個別機能訓練加算	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７）（加算算定月のもの） ・資格証の写し
看護体制加算（Ⅰ），（Ⅱ）	**・看護体制加算に関する届出（別紙９－２）** ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７）（加算算定月のもの） ・看護師資格証の写し ・２４時間連絡できる体制を確保していることがわかる資料（Ⅱの場合のみ）
看護体制加算（Ⅲ），（Ⅳ） イ　利用定員２９人以下 ロ　利用定員３０人以上５０人以下	**・看護体制加算に関する届出（別紙９－２）** ・利用定員がわかるもの ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７）（加算算定月のもの） ・看護師資格証の写し ・前３月の利用者総数のうち，要介護３～５の占める割合が70％以上であることがわかる資料 ・２４時間連絡できる体制を確保していることがわかる資料（Ⅳの場合のみ）
医療連携強化加算	**・医療連携強化加算に係る届出書（別紙３０）** ・協力医療機関の届出 ・緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決め ・急変時の医療提供の方針
夜勤職員配置加算（Ⅰ），（Ⅱ） （Ⅰ）ユニット型以外を算定 （Ⅱ）ユニット型を算定	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７）（加算算定月のもの） ・資格証の写し
夜勤職員配置加算（Ⅲ），（Ⅳ） （Ⅲ）ユニット型以外を算定 （Ⅳ）ユニット型を算定	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７）（加算算定月のもの） ・資格証の写し 【人材要件】次のいずれか ●夜勤時間帯を通じて看護職員又は社会福祉士及び介護福祉法施行規則第１条各号のいずれかの行為の実地を修了した介護福祉士 ●特定登録証の交付を受けた特定登録者 ●新特定登録証の交付を受けている新特定登録者 上記の３つの場合は喀痰吸引等業務の登録 ●認定特定行為業務従事者のいずれかを１人以上配置 上記の場合は特定行為業務の登録

短期入所生活介護

加算の種類	提出を求める書類
テクノロジーの導入 （夜勤職員配置加算関係）	**・テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書（別紙２２）** **・テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書（別添）** ・パンフレット等見守り機器の機能説明資料 **〔0.9人配置要件〕** ●人員配置の最低基準を０.9人以上を上回っている ●見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会の議事録 ・上記の内容がわかる資料（従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７）（加算算定月のもの） **〔0.6人配置要件〕** ●ユニット型の場合，人員配置の最低基準を０.6人以上を上回っている ●従来型の場合，人員基準緩和（利用者数25名以下）を適用する場合は最低基準を０.8人以上を上回っている，人員基準緩和を適用しない場合は0.6人以上（※人員基準緩和を適用する場合は併給調整） ・上記の内容がわかる資料（従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７）（加算算定月のもの） 【その他の要件】 ・委員会の議事録（利用者ケアの質，職員負担軽減） ・緊急時の体制整備（緊急参集要因を設定する等，緊急時の連絡体制） ・機器の不具合の定期チェックの実施状況 ・職員に対するテクノロジー活用に関する教育状況 （夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室状況）
若年性認知症利用者受入加算	・添付書類なし
送迎体制	・添付書類なし
療養食加算	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７）（加算算定月のもの） ・管理栄養士又は栄養士の資格証の写し
認知症専門ケア加算（Ⅰ），（Ⅱ）	**・認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙２６）** ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７）（加算算定月のもの） ・介護職員，看護職員ごとの認知症ケアに関する研修の目標，内容，研修期間，実施時期等を定めた計画（※加算Ⅱの場合のみ） ・定期会議の記録（すでに実施している場合）又は予定表 （人材要件） ・認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し 又は ・認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置がわかるもの ※認知症ケアに関する専門性が高い看護師は次のいずれか 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修修了証 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程修了証 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

短期入所生活介護

加算の種類	提出を求める書類
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	**・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12－4）** **・（別紙7参考様式）有資格者等の割合の参考計算書** **・介護福祉士登録者名簿（参考様式）**又は介護福祉士の登録証 **・職員雇用状況表（参考様式）**又は雇用年数が分かるもの 【人材要件】 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７）（前年度（３月の除く），前年度実績が６月満たない事業所は届出日の属する月の前３月） ●介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，介護福祉士の占める割合が80％以上であること（常勤換算） 又は ●介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35％以上であること（常勤換算）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ），（Ⅲ）	**・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12－4）** **・（別紙7参考様式）有資格者等の割合の参考計算書** **・介護福祉士登録者名簿（参考様式）**又は介護福祉士の登録証 **・職員雇用状況表（参考様式）**又は雇用年数が分かるもの 【人材要件】 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙７）（前年度（３月の除く），前年度実績が６月満たない事業所は届出日の属する月の前３月） ●（Ⅱ）の場合 介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，介護福祉士の占める割合が60％以上であること（常勤換算） ●（Ⅲ）の場合 介護職員の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，介護福祉士の占める割合が50％以上であること（常勤換算） 又は 看護・介護職員の総数のうち，常勤の者の占める割合が75％以上であること（常勤換算） 又は サービスを直接提供する者の総数（看護師又は准看護師を除く）のうち，勤続年数７年以上の者の占める割合が30％以上であること（常勤換算）
併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	・介護職員等特定処遇改善計画書の写し